

錦浦校区まちづくり協議会規約

(名称、区域及び事務所)

第1条 この会は、錦浦校区まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称し、本会の区域は錦浦小学校の通学区域（以下「校区」という。）とする。

本会の事務所は、明石市魚住町西岡1349錦浦小学校区コミュニティ・センター（錦浦小コミセン）に置く。

(目的)

第2条 本会は、錦浦小学校区の各種団体等が協力・協調のもと、校区住民の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災に努め、錦浦小学校区の明るく住み良い安全で安心なまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域活性化のためのまちづくり活動
- (2) 校区住民の親睦に関する活動
- (3) 地域の防犯・防災に関する活動
- (4) 生活環境の保全と改善に関する活動
- (5) 住民の健康・福祉に関する活動
- (6) スポーツ・文化の振興に関する活動
- (7) 子どもの健全な育成に関する活動
- (8) 自然環境の保持と改善に関する活動
- (9) 関係諸団体との連携に関する活動
- (10) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する活動
- (11) その他本会の目的達成に関する活動

(構成)

第4条 本会は、本会の目的に賛同する校区内の各種団体及び事業所（以下「各種団体等」という。）をもって構成する。

- 2 各種団体等とは、別表第1に記載された団体とする。
- 3 各種団体等の入会及び退会は、役員会で協議し、総会で承認を得る。
- 4 各種団体等に、本会の目的に反する行為があったときは、総会において、まち協委員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。
- 5 本会の組織図は、別表第2に記載されたものとする。

(まち協委員)

第5条 本会にまち協委員を置く。

2 まち協委員とは、第4条に記載した各種団体等から選出されたものとする。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 部会長 | 5名 |
| (4) 会計 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |
| (6) 事務局長 | 1名 |

(役員を選出)

第7条 役員は、まち協委員の中から互選し、総会で承認を得る。

(役員の任務)

第8条 役員の任務

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職を代行する。
- (3) 部会長は部を代表し、部会活動全般を統括する。
- (4) 会計は、会の会計業務を行う。
- (5) 監事は、会計監査及び事業監査を行い、監査結果を総会で報告するものとする。
- (6) 事務局長は、事務局を統括し、会の調整及び事務業務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問設置)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が役員会に諮り総会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は本会の会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会、自治会長連絡会、各部会で構成する。

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関であり、まち協委員によって構成する。

2 毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めるとき、又はまち協委員の過半数から請求があるときには、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

5 総会は、まち協委員の過半数以上(委任状含む。)の出席をもって成立する。

6 総会は次の事項を審議、承認又は議決を行う。

(1) 規約の改廃に関すること。

(2) 本会の事業計画・予算、事業報告・決算に関すること。

(3) 各種団体等の入会及び退会、解任に関すること。

(4) 役員を選出・承認に関すること。

(5) その他、重要事項に関する事項。

7 議決は、出席者の過半数以上をもって決定する。賛否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は総会に次ぐ議決機関であって、役員をもって構成する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。ただし、構成員の過半数から請求があるときには、速やかに会議を招集しなければならない。

3 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

4 役員会は、役員の3分の2以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数以上をもって決定する。ただし、賛否同数のときは議長の決するところによる。

5 役員会は、次の事項を審議議決する。

(1) 総会に付議すべき事項。

(2) 部会間の情報交換及び自治会長連絡会との連携に関すること。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

6 会長は、必要があると認めるときは、役員会の構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(自治会長連絡会)

第14条 自治会長連絡会は各自治会の連絡調整を図る機関である。

- 2 自治会長連絡会は、各単位自治会からの代表者1名によって構成する、必要に応じて、役員等も出席することができる。
- 3 自治会長連絡会の議長は、その自治会長連絡会において出席者の中から選出する。

(部会)

第15条 第3条に定める事業を行うため、本会に次の部会を置く。

- (1) 防犯防災部会
 - (2) 環境衛生部会
 - (3) 健康福祉部会
 - (4) スポーツ文化部会
 - (5) 子ども部会
- 2 部会には、部会長及び副部会長を置く。
 - 3 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
 - 4 各部会は必要に応じて部会長が招集する。
 - 5 部会長は、部会を代表し会務を統括するとともに、部会の議長となる。
 - 6 部会の活動状況や計画の進捗は、役員会に報告するものとする。
 - 7 役員会が必要と認めた場合、総会の承認を得て部会を新設及び統廃合することができる。

(議事録)

第16条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会議の構成員の現在数及び出席者数。(書面表決者及び表決委任者を含む。)
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項。
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果。
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項。
- 2 総会の議事録には、議長及び議長が指名した議事録署名人2人が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 総会以外の会議においても、議事の経過の概要及びその結果を広く共有するように努める。
 - 4 議事録の閲覧を請求する者があるときは、これを閲覧させなければならない。

(事務局)

第17条 本会の運営や活動に必要な事務等を円滑に行うため、本会に事務局を置くことができる。

2 本会の活動内容及び情報を地域住民に広く周知するため、事務局の中に編集委員会を設置する。

3 広報編集委員会は、事務局長と各部会から選出されたメンバーで構成し、事務局長が必要に応じて招集する。

(経費)

第18条 本会の運営費は、補助金及び会費、その他の収入をもって充てる。

2 1単位自治会あたりの年額会費は、均等割年額3,000円と世帯割年額20円に明石市に報告した加入世帯を乗じて得た額の合計額とする。

3 会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

4 まち協委員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由のない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(規約の改廃)

第20条 この規約を改廃しようとするときは、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成28年5月22日から施行する。

(平成30年4月1日 一部改正)

別表第1(第4条第2項関係)

- (1) 校区内の各自治会
- (2) スポーツクラブ21錦浦
- (3) 錦浦校区高年クラブ
- (4) 校区子ども会
- (5) 幼稚園PTA
- (6) 小学校PTA
- (7) 魚住地区民生児童委員協議会
- (8) 本会の目的に賛同する校区内の団体及び事務所